

令和4年1月25日

第19回村上市農業委員会会議録

第19回村上市農業委員会定例会を令和4年1月25日午後1時30分村上市神林支所1階第2会議室他ウェブ会場4か所に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
6番	菅原隆雄	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	齋藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

5番	佐藤健吉	7番	佐藤昌夫
----	------	----	------

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介

1. 午後1時31分 事務局長（小川良和君） 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから第19回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

なお、今月の定例総会につきましては、コロナウイルス感染症が拡大し、新潟県でまん延防止等の重点措置が適用されていることを踏まえまして、神林地域の委員以外の委員の皆様につきましては、各支所等からのウェブで参加いただく方法に変更させていただきました。農業委員会の総会は、法令事務を執り行う場として実際に委員が参集することが原則となっておりますが、令和2年4月の

全国農業会議所からの、今回のようにタブレット端末を活用した方法による総会は可能であるという旨の通知を受け、今回ウェブを併用した方法による総会とさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、本日の欠席委員を報告させていただきます。本日は、議席番号5番、佐藤健吉委員、議席番号7番、佐藤昌夫委員、お二方から欠席する旨の連絡がございました。よって、出席委員18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは初めに、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、次、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議ないようでありますので、議席番号20番、富樫委員、議席番号1番、阿部委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページを御覧ください。番号1、申請人、_____、土地につきましては4筆、1,187平米、申請事由としましては、申請地の字狐畑、字稲場は約30年前から耕作しておらず、現在は原野化しております。また、字大平沢は約30年前に杉を植林し、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、下段、番号2、申請人、_____、土地につきましては3筆、1,476平米、申請事由としましては、申請地は約20年前に杉を植林し、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所について説明いたします。裏面の2ページを御覧いただきたいと思います。2ページは、番号1の案件の場所となっております。図面左下に下から左方向に流れるのが三面川、その右側を並行に通っているのが国道345号でございます。その345号の上に、図面中央よりやや左側にありますけど、大平集落がございました。また、図面下段の中央よりやや右側に羽下ヶ淵集落がございました。この羽下ヶ淵集落から大平集落へ向かう道路の両側、太線で囲まれている3筆と、あ

と図面上段、中央よりやや右側に太線で囲まれている1筆が今回の申請箇所となっております。

続きまして、右側、3ページ御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面左下に布部集落がございます。その脇をL字に通っているのが県道鶴岡村上線でございます。図面中心よりやや上に1筆と図面右側に2筆、太線で囲まれている合計3筆が申請箇所となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） ただいま説明をしました報告につきまして質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、以上をもちまして報告とさせていただきます。次に、日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、4ページを御覧ください。農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、使用貸借が1件、交換案件が2件、贈与案件が2件、売買案件が5件で、合わせて10件でございます。

それでは初めに、使用貸借の案件でございます。番号1番、貸人、____、借人、____、田23筆、畑11筆、計34筆、地積、田畑合わせまして23,149平米、こちらは農業者年金受給のため再設定を行う案件でございます。

続きまして、番号2番、3番は交換の案件でございます。番号2番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑1筆、地積77平米となります。続きまして、番号3番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、地積77平米。この交換の案件ですが、数十年前に口約束で交換しておりましたけれども、登記のため正式な申請を行い、登記をするものでございます。

続きまして、番号4番、5番も関連がございます。贈与の案件でございます。番号4番、譲渡人、____、譲受人、____、田1筆、781平米。続きまして、番号5番、譲渡人、同じく____、譲受人、____、畑4筆、地積2,903平米。こちら所有者が相続を受けた農地ですが、市外にお住まいということもあり、このたび近くで耕作をされている方にそれぞれ贈与をするものでございます。

続きまして、番号6番から売買の案件でございます。番号6番、譲渡人、____、譲受人、____、畑1筆、地積505平米、対価は____、10アール当たり____でございます。こちらは、昨年11月に別段面積を設定した農地でございます。

続きまして、めくっていただきまして、6ページになります。番号7番、譲渡人、____、譲受人、____、田1筆、地積131平米、対価____、10アール当たり____。こちら1枚の田

が5筆に分かれているというところがございますが、この所有者の一人である_____のせがれさんが買い受けるものがございます。

番号8番、譲渡人、____、譲受人、____、田1筆、地積528平米、対価は____、10アール当たり_____でございます。譲受人のご自宅のすぐ近くの農地で、キノコ類を栽培するためとのことでございます。

続きまして、番号9番、譲渡人、____、譲受人、____、畑2筆、地積が993平米、対価は____、10アール当たりも同じく_____でございます。譲渡人が、管理が困難になり、このたび管理をしてくれる方に譲り渡すものがございます。

最後に、番号10番でございます。譲渡人、____、譲受人、____、畑1筆、地積136平米、対価____、10アール当たり_____、譲渡人が遠方にお住まいで、管理困難ということもあり、地元の方に譲り渡すものがございます。

それでは、場所の説明を続けてさせていただきます。7ページ御覧ください。こちら高根集落でございます。ページ中央左上を県道高根村上線が走っており、それに沿って高根川が流れてございます。ページ下に高根区民会館がございまして、そのやや左側、2筆、太く囲った場所がございませぬ。左側の_____が番号2番の箇所、右側の_____が番号3番の箇所でございます。

続きまして、8ページ御覧ください。ページ中央左側を南北に国道7号が走ってございます。切田地内でございます。国道7号の左側に太く囲った2筆と国道を挟みまして太く囲った2筆がございませぬ。こちらが議案第1号、番号5番の位置図になります。また、ページ右側に太く囲った、ちょっと離れたところに囲った場所がございませぬが、こちらが番号4番の位置図でございます。

続きまして、9ページ御覧ください。ページ右上に岩船中学校、その近くに新潟リハビリテーション大学、いわくすの里がございませぬ。そのすぐ南側を臨港道路岩船港線が走っており、その下側に太く囲った箇所がございませぬ。こちらが議案第1号、番号6番の位置図でございます。

続いて、10ページ御覧ください。ページ上部に見えるのが1級河川の荒川でございます。その荒川から旭橋を下へ渡り、カーブしている箇所がございませぬ。ページ中央やや下側に太く囲った箇所が議案第1号、番号7番の位置図でございます。

続いて、11ページ御覧ください。こちら高根集落でございます。県道高根村上線を通り、旧高根小中学校を越え、すぐ高根川に架かる橋がございませぬ。橋を渡ってすぐの箇所になりますが、太く囲った箇所がございませぬ。こちらが議案第1号、番号8番の位置図でございます。

続いて、12ページ御覧ください。ページ右側を斜めに国道7号が走っており、国道の右下にはエコパーク村上、ごみ処理場の施設ございませぬ。少し国道側には昔の施設がございませぬ、ちょうど7号線を挟んだ向かい側に1筆ございませぬ。さらに、左上方向に太く囲った箇所がございませぬ。この2筆が議案第1号、番号9番の位置図となります。

最後になります。13ページ御覧ください。ページの左側が日本海でございます。海に沿って国道

345号が走っております。寒川集落から右方面へ主要地方道山北朝日線が蒲萄集落まで走っております。ページの中央やや右下側になります。太く囲った場所が議案第1号、番号10番の位置図でございます。以上で場所の説明を終わります。

説明した10件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号につき質疑に入ります。

阿部委員。

○1番（阿部正一君） 1点聞きたいのですが、番号7番、その譲渡人、譲受人の関係は何かあるのですか。名字は同じだけでも、坂町から海老江ということで、たいして大きい面積ではないので、131平米のあれで、こんなところの田んぼを買い取ってまで農家をこの海老江の人がやる必要があるのか、それをお聞きしたいです。

○議長（石山 章君） 局長、答弁。

○事務局長（小川良和君） 今ほど1番委員、阿部委員のほうからのご質問にお答えさせていただきます。

こちらのお二方の関係性ですけれども、従兄弟という形になります。今回譲渡人の_____のお父さんが海老江、_____のところから出た方でいらっしゃいます。今回_____、この1筆しかないところだったので、今回その土地について、お父さんの実家である_____のところ譲渡したいということでこの話がありまして、今回の契約案件という形になっております。

○議長（石山 章君） _____は相続をしたんだろう。

○事務局長（小川良和君） はい。_____は、お父さんが持っていた土地を相続して、今現在所有者となっております。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいでしょうか。

○1番（阿部正一君） 小さいと思ったんです。

○議長（石山 章君） 阿部委員、どうぞ。

○1番（阿部正一君） 私が聞きたいのは、こんな小さいところなので、昔からこの田、誰かが一緒に耕作していたんでしょうか。

○事務局長（小川良和君） 今の場所につきましては、正直言いますと、これ全部で5筆になっていて、_____という方が一昨年まで耕作しておりまして、今現在は_____の方が耕作しております。1枚が5つに分かれているような形で、相作というか、共有になっているところのほ場でありまして、この筆を含めて5筆が1枚のほ場の中にあるといったような田んぼでございます。

○議長（石山 章君） _____がこれを今度貸すわけでしょう。それを言えば。

局長。

○事務局長（小川良和君） _____につきましては、今まで_____と契約しておりましたが、それを一旦解約いたしまして、_____に譲り渡して、その後_____が_____と契約を結ぶという形になります。

○議長（石山 章君） 貸すということだね。

○事務局長（小川良和君） 本当だと、3条からするとあまりよろしくはない。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。

○1番（阿部正一君） 何か分かったような、取りあえず終わります。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようであれば、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、14ページ御覧ください。議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借が1件、賃貸借権の設定が100件、売買が1件、合わせて102件でございます。

それでは、使用貸借の案件からでございます。番号1番、貸人、____、借人、____、地目、田、計2筆、合わせまして2,740平米、期間は10年間、改良区費は貸人負担、新規の設定でございます。

続きまして、番号2番から賃貸借権の設定案件でございます。番号2番、貸人、____、借人、____、地目、田、計3筆、合わせまして2,363平米、期間は5年、賃借料は10アール当たり____、改良区費、貸人負担、再設定となります。

以降101番、ページで39ページまで賃貸借権の設定の案件でございます。

続きまして、売買の案件でございます。39ページ御覧ください。番号102番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田、1筆、面積301平米、契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

それでは、場所の説明をいたします。めくっていただきまして、40ページ御覧ください。こちら大場沢集落でございます。ページ中央を東西に県道鶴岡村上線が走っています。中央やや下側に大場沢会館ございまして、その左側になります。太く囲った箇所がございます。こちらが議案第2号、番号102番の位置図でございます。位置図の説明は以上でございます。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議案番号2番につき審議いたしますので、議席番号__番、
_____、議事に参与できませんので、退席を願います。

（__番 _____退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号2番につき審議いたします。ご意見、ご質問のある方。
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案番号2番、承認することにご異議ございませ
んか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号2番については承認することに決定いたしました。

（__番 _____着席）

○議長（石山 章君） _____、議案番号2番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号96番から99番までについて審議をいたします。議席番号__番、_____、議席番
号__番、_____、議席番号__番、_____のお三方は議事に参与できませんので、退席を願いま
す。

（__番 _____、__番 _____、__番 _____退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号96番から99番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問の
ある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、承認をされる方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（石山 章君） 朝日の方を除いては全員。

朝日の方、承認することにご異議なかったら挙手をお願いいたします。手を挙げてください。

（何事か声あり）

○議長（石山 章君） もう一度申し上げます。96番から99番の案件について承認される方は手を挙
げてください。挙手をしてください。いかがでしょうか。

（賛成者挙手）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号96番から99番については承認することに決定いたしま
した。

（__番 _____、__番 _____、__番 _____着席）

○議長（石山 章君） _____、_____、_____、番号96番から99番まで承認することに決定
いたしました。

それでは、ただいま承認をいただいた案件を除いて質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤ですけども、番号1の件ですけども、_____が_____に無償で貸付けして、_____が改良区費を負担するというふうになっていますけど、これでいいのですか。何か前にもこのような話あったような気がするのですけども。

○議長（石山 章君） 事務局、答弁願います。

○事務局副参事（小田雄介君） 使用貸借の案件ですが、使用貸借は2筆だけなんですけど、同時に6筆ほど賃貸借の案件もございまして、今月の議案で出てきております。

以上です。

○議長（石山 章君） 局長、答弁。

○事務局長（小川良和君） 今ほど小田副参事から話ありましたとおり、賃貸借の案件、番号81番の案件で提出されておりますが、使用貸借のほかに賃貸借で6筆契約がございまして、併せての契約というふうな流れの中での設定となっております。

○議長（石山 章君） 条件が悪いからなんだろう。

○事務局長（小川良和君） はい。

○議長（石山 章君） 齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 中身は分かりましたけども、その辺が伝わらないと全然こっち分かりませんので、何か考えてください。

○事務局長（小川良和君） 分かりました。以後、対応のほう検討させていただきます。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第2号については承認される方の挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

（賛成者挙手）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第3号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について説明いたします。

41ページを御覧いただきたいと思っております。番号1、申請人、_____、土地につきましては3筆、522平米、申請事由としましては、申請者は新発田市に住んでおり、農業の経験もなく管理が困難なため、隣接する宅地と農地を一緒に売却したいと考え、当該地について区域設定を申請するもので

ございます。

続きまして、位置について説明いたします。次のページを御覧いただきたいと思います。図面中央が中原集落となっております。図面右上から下に通っているのが県道高根村上線、この図面下から約1キロほど下方に行きますと朝日支所がございます。図面右下に太線で囲まれている3筆が今回の申請箇所となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、現地調査をしていただいておりますので、調査報告を議席番号16番、船山委員、お願いいたします。

16番、船山委員。

○16番（船山 寛君） 16番、船山です。それでは、農地法第3条第2項第5号に関する現地調査を行いましたので、報告いたします。

1月14日午前9時より朝日文化会館において農業委員4名、推進委員6名、事務局からは中村次長、菅井主査が出席し、内容説明を行いました。事前に担当委員であります鈴木委員が現場、降雪前に話がありまして、写真等を撮っておりまして、それも含めて説明を受けました。この農地は空き家と一体化しておるものでして、農地については近隣に迷惑をかけないように草刈り等の対応をします。それで、今事務局から話がありましたように、本人は新発田市に住んでおりまして、この場所を宅地と一緒に空き家バンクのほうに登録して売却したいという旨でありまして、現在、非農家でありますけども、買いたいという人が現れましたので、ぜひその方もそこを耕作したいという観点から、遊休農地発生防止のための今後出てくるであろう空き家についても、そしてまた田舎でありますし、どこの集落でもありますように宅地と隣接する農地がありますので、それを含めた中での売買に今後なってくるだろうということを踏まえ、朝日地区委員としては全員で妥当と判断いたしましたので、皆さんのご意見よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。ない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（石山 章君） 全員賛成でありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

議案として、その他について皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、引き続き休憩を取らずに主要会務報告並びに予定についてを行います。

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後 2 時25分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 4 年 1 月 25 日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員